



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷兼発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	6
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(多聞118号線ほか)	建設局道路管理課	8
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(御影山手22・23号線)	建設局道路管理課	9
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(大橋6号線ほか)	建設局道路管理課	10
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(北須磨団地自治会)	地域協働局地域活性課	11
告示	都市計画法による都市計画の変更(高度利用地区ほか)	都市局都市計画課	12
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称等の件	行財政局業務改革課	13
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(神戸北町桂木1丁目A地区)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	14
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市北区上津台2丁目他)	都市局都市計画課	15
公告	都市計画法による都市計画の変更に伴う図書の縦覧(高度利用地区ほか)	都市局都市計画課	16

神戸市告示第410号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和5年10月24日 神戸市公報第3831号

別 表				
自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和5年9月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和5年9月2日	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 47台 原動機付自転車 0台	令和5年9月4日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 43台 原動機付自転車 0台	令和5年9月7日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和5年9月8日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 38台 原動機付自転車 0台	令和5年9月12日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和5年9月13日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和5年9月15日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和5年9月16日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 1台	令和5年9月19日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和5年9月21日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和5年9月22日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 48台 原動機付自転車 0台	令和5年9月26日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 3台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 33台 原動機付自転車 0台	令和5年9月28日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年9月29日		

令和5年10月24日 神戸市公報第3831号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台	令和5年9月1日
	兵庫区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年9月8日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年9月11日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和5年9月14日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 29台 原動機付自転車 1台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 31台 原動機付自転車 0台	令和5年9月20日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 1台	
	駐輪場内	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和5年9月25日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和5年9月27日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第411号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月24日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和5年9月6日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 2台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和5年9月7日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 29台 原動機付自転車 1台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年9月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 1台	令和5年9月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取(南・北)・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和5年9月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和5年9月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 19台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和5年9月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和5年9月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第412号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
垂水自転車保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年9月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和5年9月7日	
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年9月11日	
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	令和5年9月15日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年9月21日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台	令和5年9月27日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年10月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年11月7日まで一般の縦覧に供する。

令和5年10月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	多聞118号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番 224地先から 神戸市垂水区学が丘7丁目864番 236地先まで	143.00	6.00
市道	多聞119号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番 198地先から 神戸市垂水区学が丘7丁目864番 212地先まで	143.00	6.00
市道	多聞120号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番 230地先から 神戸市垂水区学が丘7丁目864番 193地先まで	65.00	6.00

神戸市告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年10月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年11月7日まで一般の縦覧に供する。

令和5年10月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	御影山手22号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番22地先から 神戸市東灘区4丁目182番143地先まで	148.80	最大 6.00 最小 6.00
市道	御影山手23号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番135地先から 神戸市東灘区4丁目182番136地先まで	12.50	最大 4.00 最小 4.00

神戸市告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年10月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年11月7日まで一般の縦覧に供する。

令和5年10月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	大橋6号線	神戸市長田区大橋町7丁目 5番地先から 神戸市長田区日吉町3丁目 25番地先まで	新	273.70	最大 18.20 最小 16.90
			旧	273.70	最大 8.70 最小 8.60
市道	林田須磨方面線第93-1号線	神戸市長田区久保町7丁目 1番12地先から 神戸市長田区二葉町6丁目 1番1地先まで	新	235.70	最大 12.80 最小 12.80
			旧	235.70	最大 8.70 最小 8.40
市道	林田須磨方面線第130-1号線	神戸市長田区久保町6丁目 1番1地先から 神戸市長田区久保町6丁目 1番1地先まで	新	3.50	17.50
			旧	3.50	17.50

神戸市告示第416号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月24日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

北須磨団地自治会

(2) 主たる事務所

神戸市須磨区友が丘7丁目275番地

(3) 代表者の氏名

西内 勝太郎

(4) 代表者の住所

神戸市須磨区友が丘9丁目2603番地の44

2 変更があった事項及びその内容

規約に定める目的

「この会は、「友愛と審議」のもとに快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。
- (4) 福利、厚生等に関すること。
- (5) 生活改善、文化、体育等に関すること。
- (6) 防火、防犯等に関すること。
- (7) 市政との協力及び他団体との連絡調整に関すること。
- (8) その他目的達成に必要なこと。」を

「この会は、「友愛と審議」のもとに快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。
- (4) 福利、厚生等に関すること。
- (5) 生活改善、文化、体育等に関すること。
- (6) 会員の教養と子育て支援、福祉の増進に関すること。
- (7) 防火、防犯等に関すること。
- (8) 市政との協力及び他団体との連絡調整に関すること。
- (9) うるおいあふれる住みよいまちづくりに関すること。
- (10) その他目的達成に必要なこと。」に改める。

3 変更の年月日

令和5年7月30日

神戸市告示第417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和5年10月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類

- (1) 神戸国際港都建設計画高度利用地区
- (2) 神戸国際港都建設計画都市再生特別地区
- (3) 神戸国際港都建設計画駐車場

2 都市計画の名称

- (1) 加納町6丁目地区
- (2) 加納町6丁目地区
- (3) 第1号三宮駐車場

神戸市告示第418号

神戸市公印規則（昭和 52 年 3 月規則第 111 号）第 9 条第 1 項の規定により電子印を使用することができる文書の名称，電子計算機に記録する公印の名称，様式及び書体並びに印影等の寸法を，同条第 2 項の規定により，次のとおり告示する。

令和 5 年 10 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
障害児福祉手当資格喪失通知書	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	隸書	方 15
心身障害者扶養共済制度掛金払込証明書	市長の印	2	隸書	方 15

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和5年10月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
神戸北町桂木1丁目A地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市北区桂木1丁目8番地の1 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和5年11月13日（月）
14時00分から14時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年10月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区上津台2丁目8番11、8番12、8番13、8番14

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市北区道場町塩田1966番地の10

北神運輸株式会社

代表取締役 福元 正一

許可番号

令和3年12月28日 第8032号

（変更許可 令和5年7月12日 第2065号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市須磨区車字前ケ田777番1

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区伏見町4丁目4番10号

L U S I C株式会社

代表取締役 丸 達也

許可番号

令和5年8月7日 第8135号

（変更許可 令和5年9月26日 第2083号）

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和5年10月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類

- (1) 神戸国際港都建設計画高度利用地区
- (2) 神戸国際港都建設計画都市再生特別地区
- (3) 神戸国際港都建設計画駐車場

2 都市計画の名称

- (1) 加納町6丁目地区
- (2) 加納町6丁目地区
- (3) 第1号三宮駐車場